

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成26年3月24日(月)

開会 9時30分

閉会 11時35分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、前田光久委員、森脇健夫委員、柏木康恵委員
山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 真伏利典、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之、教育改革推進監 加藤幸弘、班長 辻成尚

予算経理課 課長 三井清輝、班長 柘植広光、主幹 前川幸則

教職員課 課長 梅村和弘、課長補佐兼班長 山本健次、班長 眞崎俊明
班長 小宮敬徳、主査 山下健康

福利・給与課 課長 紀平益美、課長補佐兼班長 堀内英樹

高校教育課 課長 倉田裕司、課長補佐兼班長 長谷川敦子、班長 松岡泰之
指導主事 中田直人、指導主事 井村晴生

5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第58号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第59号 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第60号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第61号 三重県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第62号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案	原案可決

議案第 6 3 号	職員の人事異動（事務局）について	原案可決
議案第 6 4 号	職員の人事異動（県立学校）について	原案可決
議案第 6 5 号	職員の人事異動（市町立小中学校）について	原案可決
議案第 6 6 号	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 6 7 号	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 6 8 号	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 6 9 号	三重県奨学金規則を廃止する規則案	原案可決
議案第 7 0 号	平成 2 7 年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について	原案可決

6 報告題件名

件 名

- 報告 1 高等学校生徒募集定員における公私比率等について
- 報告 2 「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために」について
- 報告 3 平成 2 6 年度事務局職員の人事異動報告について
- 報告 4 平成 2 6 年度県立学校教職員の人事異動報告について
- 報告 5 平成 2 6 年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成 2 6 年 3 月 7 日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

前田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 6 3 号から議案 6 5 号及び報告 3 から報告 5 は人事案件であるため、また、議案第 7 0 号は意思形成過程であるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 5 8 号から議案第 6 2 号及び議案第 6 6 号から議案第 6 9 号を審議し、報告 1 から報告 2 の報告を受けた後、非公開の議案第 7 0 号及び議案第 6 3 号から議案第 6 5 号を審議し、報告 3 から 5 の報告を受ける順番とすることを承

認する。

・審議事項

議案第58号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）
(倉田高校教育課長説明)

議案第58号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年3月24日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、2ページの規則案要綱をご覧ください。「改正理由」といたしまして、学校教育法施行規則の一部が改正されたことにより、休業日を授業日とすることができることが明確にされました。また(2)においては、就学支援金の支給対象者に関して、この就学支援金は、平成26年度より高等学校授業料無償化が見直しされ就学支援金制度が導入されることになりました。この就学支援金は、月の初日に在籍する生徒に対し支給されるということで、通常の高等学校の入学日は4月8日ですが、規則改正を行わない場合には、4月の就学支援金が支給されなくなります。その意味で就学支援金に関することに限り、月の初日から在籍しているとみなす規定を設ける必要があります。また(3)は、県立高等学校定時制課程の廃止を内容とする三重県立高等学校条例の一部を改正する条例が制定されたことに伴い、規則改正となりました。

2の「改正内容」について、(1)は、教育上必要があり、かつ、生徒等の健康等に支障がないと認められる場合に、休業日を授業日とすることができることとします。

(2)は、選抜の結果、入学を許可した者の入学日を、就学支援金に関することに限り、入学日の属する月の初日とみなすこととする。(3)は、三重県立神戸高等学校定時制普通科及び三重県立亀山高等学校定時制普通科を削除する。その他所要の改正を行います。具体的には、3ページ、4ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、土曜日の授業に関しまして、規則の第8条に、前条の第1項各号、これについては、5ページの資料1に第7条関係の条文を参考として提示しております。この「各号に掲げる場合のほか」という文言を挿入しました。そして、校長は、別に定める手続により、速やかに委員会に報告しなければならない。この「別に定める手続」というのは、今後、各学校に通知をさせていただく予定であります。

第9条第1項は変更がございませんが、第2項に「別に定める手続により」という文言を挿入しました。また第9条の2を新たに設け、休業日における授業ということで、第7条第1項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があり、かつ、生徒等の健康等に支障がないと認められる場合は、同項第2号及び第3号、日曜日及び土曜日に規定する休業日を授業日とすることができるということ、第2項に、前項の規定により授業日を設けるときは、別に定めるところによりあらかじめ委員会に届けなければならないとしました。前回の定例会で報告させていただきました土曜日の授業に関する規定に関わ

る規則をこのように改定いたしたいと考えております。

第20条においては、就学支援金に関する条文の変更であり、ただし書き以降、「ただし、三重県立高等学校条例第5条により、入学した者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条に定める就学支援金に関しては、校長が定めた日の属する月の初日から在籍しているものとみなす。」、この文言を新たに付け加えております。

第42条につきましては、三重県立高等学校条例というのが前出していますので、「県立高等学校条例」と表現を変更しております。

別表は、先ほど申し上げた神戸高等学校及び亀山高等学校の定時制課程普通科を表のように削除しています。

以上が、提案でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【質疑】

委員長

議案第58号はいかがでしょうか。

土曜日の授業の実施と就学支援金と定時制課程を廃止するという3つの内容を含む管理運営規則の一部改正ですが、いかがでしょうか。

森脇委員

2ページの改正内容(1)の生徒等の健康等と書いてある「等」は何を意味しているのでしょうか。

高校教育課長

まず、生徒等の「等」については、今後、特別支援学校の児童が含まれる場合がありますので、それをこの「等」に含んでおります。

健康等の「等」につきましては、例えば、家庭の経済的事情の面も考慮することが、この「等」に含まれています。

委員長

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

議案第59号 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案

(公開)

(倉田高校教育課長説明)

議案第59号 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案
三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年3月24日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

学則の基準については、本学則を基準として各学校で学則を制定しています。内容については、先ほどの管理運営規則の改正と同じで、説明は省略をさせていただきたいと思いますが、ただ、条文の数字が変わっております。管理運営規則で休業日の規定は第7条でしたが、学則では第9条になります。また授業料等の件につきましては、管理運営規則では第20条が学則では第18条、第42条が第29条という条数の変更で、内容は管理運営規則の内容とほぼ同じです。

【質疑】

委員長

議案第59号はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

議案第60号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（三井予算経理課長説明）

議案第60号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年3月24日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

12ページをご覧ください。また、13ページ以降に新旧対照表がありますので、これもご参考をお願いします。

2の改正理由（1）三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定により、三重県の債権管理取扱いが統一されたことに鑑み、本奨学金の債権の管理に関し必要な事項が同条例に基づく旨を定める必要があるということで、1の改正内容（1）三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定に伴い、債権管理に関する事項を同条例に準拠する旨、定めるものです。これは、主に遅延損害金の計算の仕方です。改正前の規定では、遅延損害金の計算については、民法の例により算定した金額と規定されておりました。今回、条例で計算方法等が規定されましたので、同条例に準拠する旨、定めるものです。

改正理由（2）返還免除の要件が死亡又は心身の重大な障害であることから、奨学生本人が返還免除申請を行うことが困難な実態を踏まえ、申請対象者を拡大する必要があるということで、改正内容の（2）返還免除を申請できる者に、保護者（奨学生が成人

に達した後を含む。) 、配偶者を加えるものです。これは改正前においては、本人が申請できない場合は、未成人者である場合は保護者又は連帯保証人だけが申請者となっておりました。しかしながら、成人になってからの死亡などの場合もあり、実際の免除申請は、その保護者や配偶者の方が申請を行っていることから、現実に合うように規定を整備するものです。

次に、改正理由(3)債権適正管理の観点から、様式類に勤務先の記載を求める必要があるということで、改正内容(3)様式類に債権管理上、必要な情報に関する欄を追加するものです。この内容は2つあり、1つは、15ページに新旧対照表がありますが、右側が現行、左側が改正案ですが、真ん中ほどに従来からの様式の職業に「(勤務先等)」と書いておりましたが、実際に記入していただくことになりますと、会社員だけしか書いてない場合も多いため、現行の「職業」という文字を削除し「勤務先等」だけに変更するものです。もう1つは、21ページの猶予申請です。これについては、「勤務先欄」を追加し、「勤務先等又は通学先」としています。ということで、債権管理上、どうしても勤務先の情報が必要なので、明確に記入いただくように改正しました。

12ページに戻ってください。改正内容(4)その他、所要の改正を行うというものです。

「3 施行期日等」です。(1)平成26年4月1日から施行します。(2)規則改正前に提出された申請書等は、改正後の規定に基づき提出された申請書等とみなすとしてします。(3)三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例中、遅延損害金に関する規定が施行される日の前日までの遅延損害金の算定等を定めるということで、これは、今回準拠いたします「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」が制定されましたが、この条例の遅延損害金についての施行期日が、平成27年4月1日からとなっています。それまでの間、本規則の施行日が平成26年4月1日からですので、この1年間については、新条例、今、制定されますこの三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例と同じ計算方法を用いるように規定するものです。今まで民法の規定による計算方法でしたが、この条例の計算方法にしたほうが債務者にとって有利になりますので、このような計算方法にいたしました。

【質疑】

委員長

議案第60号はいかがでしょうか。

柏木委員

相続するときに財産も負債も両方とも相続者が相続するということだと思いますが、この奨学金に関してだけは、亡くなったときはそれで免除になるのでしょうか。

予算経理課長

規定上はご本人自身が亡くなったり重度の障がいになった場合、元々、修学のための奨学金ですので、免除するとさせていただきます。

委員長

他にはいかがでしょうか。

最後の説明では、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例のうち、遅延損害

金は来年の4月に施行であるが、規則の施行があるので、今年の4月1日から様式はそれに合わせておくという考え方でいいんですか。

予算経理課長

そういうことです。遅延損害金の規定は以前からございまして、今までは民法の計算の仕方で行ってまいりました。新しい県の条例では、まだ遅延損害金を取っていない債権もありまして、周知期間が必要なことから、平成27年4月1日の施行となります。県の中で債権によって遅延損害金を取っていたものと取っていないものと2つに分かれておりまして、遅延損害金を取っていないものをこれから取ろうとする場合には、周知期間が必要であろうということで、新条例では平成27年4月1日にかからとなっております。

しかしながら、我々の債権は、遅延損害金の規定を既に持っておりまして、今のところ、民法での計算方法によるものですが、それで平成27年3月31日まで適用してもいいんですが、債務者にとっては今度の条例の計算方法のほうが有利です。といいますのは、11ページに附則がございまして、特に5、6は、民法上の遅延損害金を求める規定よりも、この5、6が新条例の遅延損害金の求め方ですが、こちらのほうが債務者にとって有利になっています。例えば5では、元々の遅延損害金を求める基礎となる返還金の債権の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満のときは、その端数又はその全額を切り捨てることになっていますし、6も遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるときや、その金額が1,000円未満であるときは、その端数金額や全額を切り捨てるという形になっています。民法上ではこのような扱いはしておりませんので、こういう規定を適用しますと本人にとって有利な形になりますので、その意味で新条例の考え方を早めることにしました。

委員長

よろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

議案第61号 三重県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則案

(公開)

(三井予算経理課長説明)

議案第61号 三重県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年3月24日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2ページをご覧ください。「1 改正内容」(1)通信制高校の授業料を受講前に納付することを定めた条項を削ります。その理由が、2の改正理由の(1)です。平成26

年4月から施行される就学支援金制度は、授業料と就学支援金を相殺する取扱いであり、前納を義務とすることはこの取扱いにそぐわないため、改正する理由があります。ということで、全日制や定時制と同じ扱いにしました。

2つ目の「改正内容」、通信制高校の授業料は、理由の如何を問わず返還しない旨を定めた条項を削るということで、改正理由の(2)就学支援金は月割りで算定されるため、現在の規定のまま授業料を返還しない場合には、中途退学等の際、授業料と就学支援金に差額が生じ、生徒及び保護者に負担を求めることとなります。このために授業料と就学支援金の算定方法を一致させる必要があるということで、理由の如何を問わず返還しないという旨を削除するものです。

平成26年4月1日から施行します。

【質疑】

委員長

議案第61号についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

議案第62号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案（公開）

(梅村教職員課長説明)

議案第62号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年3月24日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが規則案ですが、説明は2ページの規則案要綱をご覧ください。

改正理由ですが、平成26年度の教育委員会事務局の組織について所要の改正を行うことに伴い、三重県教育委員会事務局組織規則の一部改正を行うということです。

主な改正内容です。1点目が、「学力向上推進監」を設置するということで、その改正をしております。小中学校における児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用力の向上に向けて、市町等教育委員会と連携して、新たな学力向上取組を集中的に推進します。

(2)は、いじめ対策審議会の設置等ということで、他にももう1点ありますが、所要の改正を行っております。後で、新旧対照表でご覧いただきたいと思います。

3点目として、組織規則の改正に伴い、教育長事務専決規則についても所要の改正を行うということです。平成26年4月1日から施行するものとしております。

3ページ以降に新旧対照表がございますのでご覧ください。3ページの第5条の中ほ

ど、現行の11の「教育委員会関係の特例民法法人の許認可及び監督に関すること」を削除しております。この特例民法法人については、公益法人の改革の中で、平成25年11月30日で移行期間が終了しましたので、それに伴って削除をするものです。

4ページの第13条が「生徒指導課の分掌事務」で、三重県いじめ対策審議会に関することということで、新たに追加をしています。

5ページの第25条ですが、「学力向上推進監」の設置ということで、ここに追加しております。

続きまして7ページは、三重県教育委員会教育長事務専決規則で、こちらも「学力向上推進監」の設置ということで、職欄に学力向上推進監を追加しています。

【質疑】

委員長

議案第62号はいかがでしょうか。

森脇委員

「監」という職務はどのような位置にあるのでしょうか。例えば、今、小中学校教育課とかいろいろあり、そこは学力問題をやっていると思いますが、そうした取組部署との関係はどうなるのでしょうか。

教職員課長

「監」という職は基本的に課長級の職になっています。職によっては総括監といって次長級のものもありますが、基本的に課長級と考えていただいて結構です。学力向上推進監という課長級の職で、小中学校教育課の中にあるのはございませんで、組織上は教育委員会事務局の監ということになっております。実際の業務は小中学校教育課の学力向上推進班と連携・協力して一体となって行っていくこととなりますので、監として課長と連携しながら、協力してやっていくこととなります。

森脇委員

小中学校教育課にも課長がおられますね。そことの関係はどうなりますか。

教職員課長

そこは業務を役割分担させていただきながら、連携もしてという形でさせていただきます。

教育長

主に教育課程のほうを中心に小中学校教育課はやっています。学力向上に特化したものを推進監に求めるとしています。

委員長

他にはいかがですか、よろしいですか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

議案第 66 号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案
(公開)

(紀平福利・給与課長説明)

議案第 66 号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 26 年 3 月 24 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

まず資料ですが、1 ページから 19 ページまでに改正する規則案と様式が 9 つあります。20 ページが規則案の要綱、21 ページから 39 ページまでが新旧対照表、最後、40 ページと 41 ページが参考資料となっております。

規則案の改正内容につきまして、20 ページの要綱をご覧ください。改正内容のところをご覧ください。今回の改正は、失業者の退職手当について、公共職業訓練等を受講する場合や基本手当に相当する退職手当以外の給付申請をする場合の手続きを新たに規定するとともに、退職手当発令上申書等の様式を改正するものです。

施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日としています。

具体的な内容を説明させていただきますので、最後の資料 40 ページ、41 ページをご覧ください。まず、大前提として 40 ページの一番上、雇用保険の適用について説明をさせていただきます。労働者を雇用する事業は、その業種、規模等を問わず、すべて雇用保険の適用事業となり、適用事業に雇用される労働者は雇用保険の被保険者となります。事業主は労働保険料の納付、雇用保険法の規定による各種の届出等の義務を負うこととなっております。

「ただし」というところで適用除外というのがあります。「国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者」については、雇用保険の適用除外となっております。従いまして、本県の公立学校の職員につきましては、条例で「失業者の退職手当」の制度を設けているために、雇用保険の適用除外となっております。

その下の欄で、本県ではこの条例第 10 条において規定している失業者の退職手当の概要ですが、支給した退職手当額（退職手当を支給しない場合を含む。）が雇用保険法の失業等給付額に満たない場合、差額を失業者の退職手当として支給をしています。

今回は、この内容について必要な整理を行ったものです。内容の整理は手続的なものの改正を行いました。規則の中で削除をする条項が、11 条の 3 項と 4 項、基本手当に相当する退職手当の支給手続については削除しました。削除をする理由ですが、3 項、4 項の下線部のところですが、公共職業安定所において待機日数の間における失業証明を受けなければならない。また、4 項も同様の規定がありますが、その下の矢印に行っ

ていただき、公共職業安定所から総務部に失業証明の発行が困難との連絡がありました。その方が失業しているという証明を発行することは困難です。ただ、その方が求職の申込みをしていることの証明が出せるという中で、今回の改正となります。基本手当に相当する退職手当支給請求書で求職申込み中であることを証明するという内容に第11条の2項により改正を行います。

それ以外の削除するものは、基本手当以外の支給手続です。第11条第5項のところ、失業者の退職手当の支給手続について必要な事項は、教育長がその都度定めるとありますが、この内容を具体的に今回定めるとして、その下の第11条の3、第11条の4で具体的な改正を新たに定めます。

最後の、新たに定める条項の第11条の3のところ、公共職業訓練等を受講する場合の手続き及び公共職業訓練等に係る給付を受けようとする場合の手続きをこの第11条の3で、第11条の4で上記以外の給付を受けようとする場合の手続きをこちらで定めます。

また、それ以外にも、第11条第3項で、失業者の退職手当支給台帳の作成とか、第11条の2で、基本手当に相当する退職手当の給付申請を受けようとする場合の手続きについて、新たに定めるものです。

41ページには、具体的に定める様式を一覧に整理しています。新たに定める様式が第11条の第11号様式の4から第11号様式の11まであります。それぞれ規則での条項と様式名称と使用する時を整理しました。その下にそれ以外にも改正する様式があります。第1号様式の10から第11号様式の3までですが、それぞれ改正する意図と様式番号、様式名称と改正内容を一覧で整理させていただきましたのでご覧をいただきたいと思います。

【質疑】

委員長

様式と改正内容で、様式をかなり変更したので、ボリュームがありますが、どうでしょうか。

40ページのところの説明をお伺いしていて、40ページの真ん中の「失業者の退職手当の概要」のところで雇用保険法の失業等給付額に満たない場合、差額を失業者の退職手当として支給するというケースはありますか。

福利・給与課長

はい。例えば懲戒処分の場合、退職手当が出なかった方と、あと、講師の方で1年とかで辞められた場合には、どうしても県で支給する退職手当が少し低くなりますので、この手当で支給を行っております。

委員長

そういう実例はあるということですね。

いかがでしょう、何かありますか。よろしいですか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

議案第67号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（紀平福利・給与課長説明）

議案第67号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年3月24日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが改正する規則案です。2ページが規則案の要綱、3ページと4ページが新旧対照表なっています。

規則案の改正内容については、2ページの要綱と新旧対照表を見ながらご説明をさせていただきます。2ページの改正内容をご覧ください。「へき地学校級別指定表」という記載があります。へき地学校級別指定表というのは、3ページの新旧対照表の右の下線部を見ていただきますと、へき地学校は級別に指定をしており、今回、この下線部がありません度会郡南伊勢町立南島西中学校、この中学校は26年3月31日付で廃校になりますので削除します。ですので、新旧対照表の左欄ではこの学校名が削除されております。同じく3ページの下段には、へき地学校に準ずる学校指定表という記載があります。このうち、下線部の度会郡南伊勢町立宿田曾小学校と南伊勢町立南海小学校、この小学校2校も3月31日付けで廃校になりますので、この2校を削除します。ですので、新旧の左側では削除されています。

併せて4ページには、「総代者選任届」というのがあります。これは、職員が死亡した場合に、未払いの給料を受ける者を県に届けていただく様式です。この中で右のところの下線部、「様」を左の「宛て」に変える改正を行います。これは、「三重県人事委員会及び三重県教育委員会が合同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則」というのがあります。その規則に準じて改正を行います。

併せて、その下のほうに委任者の印鑑証明書添付、これも不要であることで今回削除いたします。これらの改正の施行期日を26年4月1日として提案をさせていただきます。

【質疑】

委員長

議案第67号についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

議案第68号 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）
（紀平福利・給与課長説明）

議案第68号 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年3月24日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが改正する規則案です。2ページは規則案の要綱、3ページと4ページが新旧対照表で、最後の5ページが参考資料となっています。

規則案の改正内容ですが、2ページをご覧ください。2の「改正内容」です。定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる公共交通機関を利用する場合に係る通勤手当の支給単位期間の特例の事由として、組合専従休職、大学院修学休業、青年海外協力隊派遣、育児休業等の事由を加える。施行期日は26年4月1日から施行するとしています。

具体的には5ページをご覧ください。まず、通勤手当における制度の概要について簡単に説明をさせていただきます。公共交通機関を利用して通勤される場合、モデルケースとして近鉄やJRの定期券で通勤を行う場合ですが、その場合は、定期券の通用期間のうち、6ヶ月を超えない範囲で最長の期間を通勤手当における支給単位期間と考えておりますので、上段のように規則第17条の3第1項に基づく通常の場合は、6ヶ月定期代金相当分を手当で支給します。中段のところですが、この方が例えば6ヶ月定期を購入したものの、8月、9月に勤務学校以外のところで研修が決まった場合には、8月、9月の定期は使わないこととなりますので、2ヶ月分の定期代金の払い戻しをし、その相当額を返納していただくのが、この条例第16条及び規則第17条の2の規定になります。

しかしながら、その下のところで、定期券を購入する4月以前に、8月から研修に行くことが事前に分かった場合には、あえてその支給単位期間を6ヶ月とはせず、支給単位期間の特例として支給単位期間をこの場合には4月から7月までの4ヶ月として、3ヶ月の定期と1ヶ月の定期の金額を通勤手当として支給することを、規則の第17条の3第2項で規定しています。

今回のこの改正は、この第2項において、4ページの新旧対照表の第二号のところですが、下線を引いて「長期間の研修等のため旅行をすること」という規定がありましたが、この「研修等」のところを具体的にどういうものなのかということを整理させていただきました。

もう一度5ページに戻っていただきますと、今回、この改正を行うのが制度の概要の枠の下のところですが、今回、新たに追加する事由については、長期間の研修等の等に該当する事由として、今までも取り扱っているため、特に新たな制度を導入するものではありません。その下の法令名と条項の解説及び休業等の具体例について整理をさせてい

ただきましが、規則の条文に合わせて右から組合専従、大学院修学休業、青年海外協力隊への派遣、育児休業による休業などの事由について規則の中で明記するよう整理をさせていただきます。

【質疑】

委員長

議案第68号についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

議案第69号 三重県奨学金規則を廃止する規則案（公開）

（倉田高校教育課長説明）

議案第69号 三重県奨学金規則を廃止する規則案

三重県奨学金規則を廃止する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年3月24日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県奨学金規則を廃止する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

まず、経緯等からご説明させていただきますので、3ページの資料1をご覧ください。これまでの経緯として三重県奨学金規則につきましては、次の4ページからの資料2のとおり、三重県奨学金規則に基づく三重県奨学金につきまして、平成元年度以降、予算計上をしておらず、貸与を休止している状況です。なお、この奨学金は大学生を対象とした奨学金です。また、この奨学金の返還金は、平成15年度に全て完済しており、三重県奨学金に関する債権は既に存在いたしません。

一方、三重県奨学金の返還債務免除に関する事項については、8ページをご覧ください。8ページの資料3の「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金等返還債務免除条例」に定められております。この条例には、三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の返還債務免除に関する事項も併せて定められております。この修学奨励金は、平成24年度以降、貸与を休止しておりますが、未収返還金があり、現時点でこの条例を廃止することができません。よって、修学奨励金の未収返還金が消滅した時点で、条例と三重県奨学金規則を一括して廃止することとし、現在に至っています。

しかしながら、次の課題のところに記載しましたが、9ページの資料4をご覧くださいと、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」が、平成26年4月から施行されます。この条例案では私債権の遅延損害金が定められているため、三重県奨学金規則を改正する必要が生じてきました。しかしながら、この三重県奨学金は、貸与・返還とも実績がなく、今後、貸与を再開する見込みもないということで、三重県奨学金

規則を改正する理由がございません。

資料の2ページにお戻りいただき、以上の理由から、この三重県奨学金については既に該当者の返還債務を有する者がいないため、規則を定める必要がありません。このために本規則を廃止したいと考えております。

なお、施行期日は、平成26年4月1日からとなっております。

以上が、提案でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【質疑】

委員長

議案第69号ですが、いかがでしょうか。

森脇委員

提案自体には異議はありませんが、三重県の奨学金全体が時代的な役割を終えたということでしょうか。貸与者がいないんですね。

委員長

平成元年以降、貸与者がいないことになりますね。

高校教育課長

この大学生を対象とした奨学金は、国の小泉改革のところで基本的には大学生は国から「日本学生支援機構」というところに移ったということで、県の方で大学生への奨学金は行っておらず、貸与もございません。

委員長

他にはいかがでしょう、よろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

報告1 高等学校生徒募集定員における公私比率等について（公開）

(荒木教育総務課長説明)

報告1 高等学校生徒募集定員における公私比率等について

高等学校生徒募集定員における公私比率等について、別紙のとおり報告する。平成26年3月24日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

説明は担当推進監から行いますので、よろしく申し上げます。

(加藤教育改革推進監説明)

1ページをご覧ください。「1 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の設置」ですが、平成25年6月に毎年行っております公私協のもとに、この公私比率等検討部会を設置し、4回にわたり検討が行われました。「2 部会の開催状況」ですが、3回目までについては、本定例会において11月21日に開催状況を報告させていただき、その後、第4回が12月17日に開催されまして、親会議である公私協への提言事項がまとめられましたので、本日は、その内容についてご説明申し上げます。

それでは、3のところですが、資料は5ページの資料3をご覧ください。12月20

日付けでこの検討部会から提言がまとめられた内容で、「1 高等学校生徒募集定員の策定」の項目ですが、1 段落目から3 段落目にかけては、募集定員の策定の仕組み等や現状についての記述があった後に、4 段落目、「年度ごとに」というところですが、年度ごとに中学校卒業者数に変動するなか、生徒募集定員は、今後もこれまでと同様に、将来的な公私比率等をあらかじめ設定するのではなく、公私協の場で年度ごとに協議を行い策定することが必要ですということでもまとめられたところです。

そして、項目の2 番目「県立高校と私立高校の役割と今後の公私比率等のあり方」ですが、2 段落目の下から4 行目に、本県の中学校卒業者数は、今後大きく減少することが見込まれている。それに伴い高等学校生徒募集定員も全体として減じていかねばならない状況にあるということで、これを踏まえながら、次、6 ページに進みまして、4 行目の「このことから」という段落です。このことから、今後の生徒募集定員の公私比率等については、将来的な比率を確定的に定めるものではないものの、中長期的な方向性を明らかにする必要があります。その際、県立高校と私立高校の設置状況や中学校卒業者の増減および進学状況等が地域によって異なることから、地域ごとに方向性を明らかにすることが必要です。こういった方向については、前回11月の報告でもおおよそ方向が出ていたところです。

そこで、3の「県内各地域における公私比率の中長期的な方向性」ですが、(1)桑名・四日市地域と鈴鹿・津地域をひとまとめに考えられたところです。2行目の終わりぐらゐのところから、人口規模が大きく学校数が多いこれらの地域では、私立高校についても県内の約3分の2に当たる数の学校がこれらの地域にはあるという状況等を踏まえ、2段落目、中学校卒業者数はここ数年、この地域では増減を繰り返してきており、募集定員が増加した学校もありましたが、今後は減少傾向にあります。ただ、これらの地域では当面、学校数は現状の学校数のまま、統廃合等が検討されている状況ではありません。現状の学校数のまま、一部の学校の募集定員が今後は減じられていくことが考えられます。こうしたことを踏まえ、これらの地域の今後の募集定員については、公私の比率として、県立高校の比率が現在よりもやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように定員策定がなされる必要があります。その際、少子化の進行状況等を十分に考慮しながら、引き続き、中学生等の進路の保障を重視しながら策定することが求められるとまとめられました。

続いて(2)松阪地域ですが、今後の中学校卒業者数は、県内の他の地域とは異なり、数値的なデータは後ろにございますが、松阪地域では減少幅が比較的小さいと予測されております。こうしたことを踏まえ、この地域の今後の募集定員は、公私の比率において現在と大きく変わらないように定員策定がなされる必要があるとまとめられました。

続いて、7ページの(3)伊勢地域ですが、最初の段落の4行目の最後、今後は中学校卒業者数の大幅な減少がこの地域では予測されています。したがって中長期的には募集定員の減少が大きく進むと考えられることから、県立高校の適正規模・適正配置の推進も進められていくところです。

こうしたことを踏まえ、この地域の今後の募集定員については、今後の比率において、現在と大きく変わらないように、定員策定がなされる必要があります。従いまして、公私それぞれが減じていく必要があります。

続きまして、(4)伊賀地域、尾鷲・熊野地域ですが、1段落目の7行目、この地域でも今後は中学校卒業者の大幅な減少が予測されています。そうしたことから、次の段落の3行目、「その際」のあたり、これらの伊賀、尾鷲・熊野の地域では公立の比率が高い。伊賀地域は1校私立がありますが、ほとんど県立です。又、尾鷲・熊野地域は私学がございませんので、すべて県立高校が占めている現状があることから、公私比率が現在と大きく変わらないように定員策定がなされていくと考えられると。減っていく分を県立で求めていかねばならない地域と考えられます。

最後に、「4 公私双方による高校教育充実のための取組」ということで、県立と私立は、今後ともに、高校教育の多様な選択肢をできる限り維持し、学校の一層の特色化・魅力化を進める必要があるということがございますので、これまでも検討してきましたが、例えば、教育上の諸課題の共有や、教育内容の改善といったことも、公私協の場で今後更に協議を進めることが必要であるということでもとめられました。

なお、その後ろには、参考資料として8ページに、今申し上げた内容は本文にも含まれておりましたが、地域別の学校数、募集定員、公私比率等のデータ、9ページは、今後子どもたちが減っていく、中学校卒業者数が減っていく、県全体が9ページ、地域ごとにしたものが10ページで、松阪だけはあまり減らないが、ここの地域は減っていくというようなところが10ページではご覧いただけるかと思っています。

最後に、1ページに戻っていただき4番ですが、先ほどの公私部会からの提言を受けて、3月19日に親会議である公私協での協議が行われ、この提言を27年度以降の生徒募集定員の策定に反映していくとされたところです。

「5 今後の対応」ですが、27年度以降の生徒募集定員については、部会から提言された地域ごとの中長期的な方向性を踏まえながら、将来的な公私比率をあらかじめ設定するのではないですが、そういった方向性を踏まえながら公私協の場で年度ごとに協議を行っていくことになるかと考えています。

【質疑】

委員長

報告1については、いかがでしょうか。

教育長

6ページにあります。5年後を目途に再度見直すということで、これがずっと続くということではないということです。

委員長

平成30年を目途にまた検討するということですね。

他はいかがですか、

そうすると、例えば尾鷲・熊野は、今、高校の活性化の話をやっていますね。あの話をわざわざ公私協にも出さなきゃいけないという話になるんですか。その仕分けはどうなるのでしょうか。

教育改革推進監

公私協の場では総募集定数の確定をします。地域ごとのことは、視野には入れませんが、それぞれの地域の状況を公私協で議論するわけではなく、県全体の募集定員をあ

くまでも公私協がやっていくということです。

委員長

いかがでしょう、よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告2 「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために」について (公開) (荒木教育総務課長説明)

報告2 「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために」について

「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために」について、別紙のとおり報告する。平成26年3月24日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

これについても、担当推進監から説明しますので、よろしくお願いします。

(加藤教育改革推進監説明)

1ページをご覧ください。これにつきましても、資質向上に係る指針ということで、12月19日の本定例会において経過を報告させていただき、その後、各関係機関等々のご意見も踏まえ、一部加筆修正等をして、三重県教育ビジョンの取組方向に沿って教員の資質向上が着実に図られるよう、方策の体系と取組方向を取りまとめたものです。名称はそのような名称ということで、中身の一番大事なところを表したような名称にさせていただきました。

内容については、別冊になっておりますので、別冊の資料をご覧ください。表紙を開いていただくと目次がございますが、目次の構成は、前回12月にご報告したときとそのままになってはいますが、一部文言が、例えば「教員養成」の「1 大学等教員養成機関との連携強化」の(1)大学生等が学校現場をよりよく理解する、この「よりよく理解する」というところは、元は「知る」となっておりますが、文言を精査して「よりよく理解する」とした文言の精査も一部ございます。

それでは、主な修正点・加筆点等に絞らせていただきながら、1ページ以降をご覧ください。1ページは、「はじめに」のところの「1 趣旨」ですが、3段落目「このことから」という段落の後半部分、三重県教育委員会は、市町等教育委員会、大学等の関係機関と連携・協働しながら、これらの取組を確実に進めていくこととしますと。市町教育委員会等からこのようなことを明確に記述をされたいというご意見もあり、加筆をいたしました。また、1ページの下2行ですが、教員は、たゆみない研さんによって指導力・人間力を磨き、意欲的な実践を通じて子どもたちの成長を促すことが必要です。教育改革推進会議からこのようなことを今一度明示をするというご意見もあり、下の2行を加筆しました。

4ページに新たに表を、以前のものでは左のほうの縦にあります学習指導力、生徒指導力以下、縦に16の力がございますが、これだけが記述してありましたが、これをもう少し詳しく表形式にしてここに入れ込みました。

5ページ以降は教員養成についてですが、5ページ、6ページは、大きな修正・加筆等はありません。

7ページからが採用に関わるところで、1の(1)の〔取組方向〕の四角の中の「ウ）」ですが、学校運営上必要な講師（常勤・非常勤）について、引き続き適切な任用に努めます。これを今回加筆しました。

また、8ページの2の(1)の〔取組方向〕の四角の中の「ア）」の教員採用選考試験に合格した者を対象に、任用前であることに十分配慮しながら、これを付け加えて、あとはそのまま採用前研修、自主的に取り組む事項の周知等を行いますと、こういったことを配慮すべき事項ということで加筆をしました。

続いて、9ページから研修の部分です。最初の3行のところに「別紙参考」ということで、この後、9ページ以降に書かれている研修の内容と求められる力を合わせた形で、19ページになりますが、＜別紙＞として、若手教員から中堅教員、指導的人材に至るライフステージごと求められる力と研修を体系的に図に示したものを挿入しました。

戻っていただき、研修の中でさらに13ページの下四角の中の「ケ）」、特別支援学校のセンター的機能を十分発揮するために、発達障がいを含む複数の障がい種に対応するための教員の専門性の向上を進めます。これは、本計画の策定と並行して特別支援教育の総合推進計画（仮称）の策定を進めていることで、こちらとの整合性を取る必要性から、新たにここに記入をしました。

続きまして、16ページ、ここも四角の中の「ア）」から「ク）」まであります一番下の「ク）」ですが、臨床心理士等の専門家や退職教員を活用した研修の充実を引き続き進めます。これもそういったお声に応じる形で現実的に示したものです。

主な加筆・修正は以上で、これをもとに今後は関係機関等と連携・協働しながら取り組んでまいりたいと考えております。

【質疑】

委員長

報告2について、いかがでしょうか。

森脇委員

これは、例えばホームページ等で公表するのでしょうか。

教育改革推進監

それももちろん、学校への周知、関係機関へも周知、共有していきたいと思っています。

森脇委員

3月中にということでしょうか。

教育改革推進監

本日の報告を経て、できるだけ早くしていきたいと考えています。

柏木委員

15ページの4の「研修のあり方の継続的な改善」、ここが一番大事じゃないかと思えます。皆さん研修を受けられても、その場だけの研修ではなく、それを授業に活かしていただきたいたいというのが、とても大切なことだと思いますので、授業のアンケートやフォローアンケート、その他効果的だったことを検証していただいて、更に研修を

深めていただければと思いました。よろしく申し上げます。

教育改革推進監

今も一定、そういう仕組みを研修のほうでやっておりますので、更にそれを充実させようという趣旨ですので、それに取り組んでいきたいと思えます。

委員長

他にはいかがでしょうか。

前田委員

豊かな人間性を備えた教員の育成というのは、エンドレスのテーマだと思います。どこが終着点とか完成点というのはない。では、どうするかといったら、繰り返しているんな研修、いろんな勉強で自覚を促すといえますか、ご本人にもそれぞれがそういう認識を持ってもらうためには、私は繰り返し教育しかないかと思えます。

もう一つ、この中でも触れておられましたが、永年経験を積んでこられた方の意見は、後進の人たちにとってはとても貴重だと思いますので、よろしく申し上げますという意見です。

教育改革推進監

今のような趣旨、本当にいろんなところからご意見をいただきまして、OJT、現場での育成や、あるいは大学との連携も、更に重視する、連携を強化する必要があるということで盛り込んだと考えておりますので、取り組んでいきたいと思えます。

委員長

よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

議案第70号 平成27年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について

（非公開）

高校教育課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第63号 職員の人事異動（事務局）について（非公開）

議案第64号 職員の人事異動（県立学校）について（非公開）

議案第65号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（非公開）

報告3 平成26年度事務局職員の人事異動報告について（非公開）

報告4 平成26年度県立学校教職員の人事異動報告について（非公開）

報告5 平成26年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。また、全委員が本報告を了承する。